

各設問項目の考え方

①必要性

条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。

条例は、制定時の社会情勢を反映し、その時点で対処すべき行政課題に対応して制定されるものです。条例の目的は、普遍的な価値に向かって階層的に設定されます（多くの場合、第1条に規定されます。条例の目的の把握の仕方は、別添の「例示」を参照してください。）。ここで点検していただくのは、最終的な目的ではなく、条例で設定されている第1段階の目的が、現在の社会情勢の下でも妥当性を有するか否かです。

なお、目的規定を持たない条例の場合であっても、条例の制定によって達成しようとする目的は存在すると考えられますので、上記に準じて点検してください。

条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。

条例が何を対象にしているかを確認し、その対象に対して今後も条例に規定する手段を通じて公的な関与を行っていく必要があるか否かを点検してください。

条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。

現在において、条例に規定はあるものの、実際には行われていない事務・事業があるか否かを点検してください。

規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。

過度かどうかの判断は非常に難しいと考えますが、他の地方公共団体の例、国の施策の動向、規制を受ける者からの意見、規制によって守られる者の利益等の要素を考慮して、過度か否かを点検してください。

条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。

規則、要綱等での規定をもって足りるか否かを点検してください。

②適法性

根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。

根拠法令に抵触していないのは、最低限必要な要件です。条例制定後の法令の改正によって、不整合が生じていないか点検してください。

憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。

司法の判断において、他の地方公共団体で同様の規定が法令違反とされた例がないか、

近年の判例動向にも留意して、憲法、その他の法令等との整合性を点検してください。

条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。

条例に規定された事務手続と実際に現場で行われている事務手続の間に異なる点はないかを点検してください。

③有効性

条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。

条例に規定された手段が、条例の目的を実現するための直接の手段となっているか否か、直接の手段とはいえなくても整合的にかつ有効に機能しているか否かを点検してください。

条例の目的は、県民ビジョン等と整合している。

県政の基本方針と条例の目的の整合性を点検してください。県民ビジョン以外の分野別の県政の基本的な方針との整合も含みます。

条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。

担当部局内部、市町、県民等から、条例そのものの効果又は条例の規定の一部の効果について、疑問を投げかけられたことがないかを点検してください。

条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。

もし、条例そのもの又は条例の規定の一部を廃止したと仮定した場合、明らかな支障が生じるか否かを点検してください。

④効率性

条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。

条例の目的を実現するためには、条例に規定された手段が全て必要であって、無駄な規定はないことを点検してください。

条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。

条例の目的を実現するためには、条例に規定された手段に不足な規定はなく、これ以上追加する必要がないことを点検してください。

関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。

関係する法令、条例で規定している手段と条例に規定している手段との重複はないかを点検してください。

⑤公平性

条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。

条例の執行に当たっての効果とは、条例の目的を実現することによる公益の増進と考えられます。また、コストとは、県が投入する資源であったり、規制型条例の場合は県民に課される義務、権利制限による逸失利益、その他の条例の場合は手続に係る県民の事務的な負担であったり、県民が負担する使用料等であったりします。これらの効果、コストを厳密に定量的に把握することは困難です。よって、ここでは、これらの効果とコストが公平に配分されているか否かを、実際の条例の執行担当者の意見を踏まえて定性的に点検してください。

条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。

条例の執行による効果が一部の県民に限られている場合であっても、公益上の必要性が認められる場合は、その旨を検討内容欄に記載してください。

条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。

条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られている場合であっても、公益上の必要が認められる場合は、その旨を検討内容欄に記載してください。

⑥その他

条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。

条例が対処すべき行政課題の性質上、県以外の主体との連携の必要性を検討の上、条例上の配慮があるか否かを点検してください。条例が対処すべき行政課題の性質上、必要がなければ、「該当なし」としてください。

市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。

特に「義務付け」「枠付け」についての市町等からの意見がある場合は、検討内容欄に記載してください。

例示

条例の目的の捉え方の例示

1 三重県環境基本条例

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全について、①基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務並びに県と市町との協働を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本的な事項を定めることにより、②これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって③現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに県民の福祉に貢献することを目的とする。

上記の条例の場合、①が第1段階の目的、②が上位の目的、③が最上位の目的となります。

2 食品衛生の措置基準等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めるものとする。

上記の条例の場合、「食品衛生法の規定に基づき、食品衛生の措置基準等を定めること」が目的となります。

3 三重県部制条例

(部の設置)

第1条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、次の九部を置く。

防災対策部

(以下略)

上記の条例の場合、「地方自治法の規定に基づき、知事の直近下位の内部組織の設置及びその分掌する事務を定めること」が目的となります。